所定疾患施設療養費算定状況について

介護老人保健施設において ご入所者様の医療ニーズに適応する観点から、対象となる疾患を発症した場合における施設での医療に関して評価されることとなりました。 以下、厚生労働省が定める基準に基づき所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

対象となる所定疾患 及び 検査･治療内容

疾　患	検 査 ・ 治 療 内 容
肺　　炎	血液検査、血中酸素濃度測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口･点滴)、喀痰吸引など診断結果をもとに適宜必要な治療を行います
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口･点滴)など診察結果をもとに適宜必要な治療を行います
帯 状 疱 疹	抗ウイルス剤の点滴注射、軟膏塗布など診断結果をもとに適宜必要な治療を行います
蜂 窩 織 炎	抗菌薬の点滴注射、抗菌薬の内服療法など診断結果をもとに適宜必要な治療を行います
慢性心不全の増悪	酸素吸入･点滴及び内服による治療を行います

前年度算定状況 【令和7年度】

疾患名／月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺　炎	人 数			1									
	日 数			7									
尿路感染症	人 数	2	2	2	2	3	3			1	2	2	1
	日 数	12	14	12	10	15	13			7	13	9	7
帯 状 疱 疹	人 数		1									1	1
	日 数		5									2	7
蜂 窩 織 炎	人 数		1		1								
	日 数		7		7								
慢性心不全の増悪	人 数												
	日 数												